



平成 28 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 許 斐 信 男
(コード番号 8851 東証第二部)
問合せ先 取締役 山 本 敏 之
(TEL 078-452-0668)

資金の借入先変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の資金の借入先について、以下のとおり変更となることについて決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 借入先変更の概要および変更の理由

当社は、平成 28 年 4 月 1 日付にて、親会社の森トラスト株式会社からの借入について、その全額を同一条件にて森トラスト株式会社の完全親会社である株式会社森トラスト・ホールディングスからの借入に変更いたします。

本件借入先の変更の理由としましては、平成 28 年 4 月 1 日付森トラストグループ体制変更に伴い、株式会社森トラスト・ホールディングスがグループ全体のファイナンス機能を担うこととなることによるものです。

2. 借入先および借入金額

(変更前)

借入先	森トラスト株式会社
借入金額	65.5億円

(変更後)

借入先	株式会社森トラスト・ホールディングス (森トラスト株式会社の 100%親会社)
借入金額	65.5億円

(変更日) 平成 28 年 4 月 1 日

※借入条件についての変更はありません。

3. 今後の見通し

本件借入先変更による平成 29 年 3 月期に与える影響はございません。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 本件借入は、当社親会社である森トラスト株式会社の完全親会社である株式会社森トラスト・ホールディングスとの取引であるため、支配株主等との取引に該当しております。

(2) 当社は、平成 27 年 12 月 22 日に開示しておりますコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社と支配株主等との間で少数株主の利益に相反する恐れのある取引を行う場合は、当社取締役会において審議し、少数株主の保護に努めております。」と定めております。本件借入は以下のとおり、本指針に則って決定されております。

(3) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

本件借入につきましては、通常、借入の際に行う社内で行われた手続に基づいて決議しております。また、借入条件については、従前の森トラスト株式会社との借入条件と同等であり、かつ、外部の一般金融機関からの借入条件と比較しても優位な条件での借入であるため、当社の資金調達として適正なものであります。

なお、本日開催いたしました当社取締役会における本件借入を行うことについての審議については、当社代表取締役社長許斐信男氏は森トラスト株式会社の執行役員を、取締役高橋信氏は森トラスト株式会社の取締役を兼務しており、本件の借入先である株式会社森トラスト・ホールディングスは森トラスト株式会社の完全親会社であることから、利益相反に配慮して、まず、当該両氏以外の取締役会メンバーにて借入れについての審議・決議を行ない、その後、当該結果を踏まえて当該両氏を含めた取締役全員にて取締役会における審議・決議を行なっております。

(4) 本件取引が少数株主にとって不利益でないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届けている山地進氏から、本件借入について、公正性および妥当性が確保されているとして、少数株主にとって不利益なものではないことにつき、平成 28 年 3 月 30 日付で、以下の内容の意見を得ております。

【意見書の概要】

- ①本件借入は、既存の借入金に代わって当社の事業資金を確保することを目的とするものであり、当社事業を安定的に運営するために不可欠であるものとして認められること。
- ②本件借入の条件は、外部の金融機関からの借入条件との比較においても優位な条件での取引であり、本件借入を上回る代替手段の確保が困難であること。
- ③長年更新を続けてきた森トラスト株式会社との間の極度借入契約における借入条件と同様のものであり、借入金額も、森トラスト株式会社からの借入金の残高と同額であるという経緯からも、当社が本件借入に関し親会社から何ら不当な影響力を行使されていないものと認められること。
- ④上記①乃至③のとおり、本件借入は、その条件面において十分に合理的な内容であり、

その目的に特段問題となることなく、当社事業を安定的に運営するために不可欠なものと認められ、借入れの経緯上も親会社から何ら不当な影響力が行使されていないと認められることから、当該借入れをすることは、当社少数株主にとって不利益ではないものと認められること。

以 上